

### 第3回青森県最低賃金専門部会議事録

- 1 日 時 令和5年8月8日（火）午後1時30分～午後3時19分
- 2 場 所 青森第二合同庁舎8階 青森労働基準監督署会議室
- 3 出席者

【委員】	公益委員	石岡委員	森宏之委員	森理恵委員
	労働者委員	赤間委員	秋田谷委員	野坂委員
	使用者委員	小山田委員	藤井委員	
【事務局】	上野労働基準部長	八木澤賃金室長	佐藤室長補佐	中野賃金指導官
	長尾事務官			

#### 4 開会

(事務局)

それでは定刻になりましたので、ただ今より第3回青森県最低賃金専門部会を開催いたします。

本日の委員の出欠状況ですが、田中委員が欠席されておりますけれども、定足数に達していることをご報告いたします。

それでは以後の議事につきましては、石岡部会長、よろしく願いいたします。

(石岡部会長)

暑い中、ご苦勞様です。それでは早速議事に入りたいと思います。まず最初に議題1、資料の説明を事務局からお願いします。

(事務局)

事務局でございます。

添付させていただいている資料の1から3につきましては、前回提出したものでございますので、説明につきましては省略させていただきたいと思っております。

あと追加の資料としまして、プレスリリース、8月4日付けの厚労省が発表しました令和5年民間主要企業春季賃上げ要求妥結状況につきまして、取りまとめされたものがございましたので、参考までに提出させていただいているものでございます。

提出資料ではありませんけれども、昨日の夜の時点で全国の妥結状況について簡単にご報告を事務局からさせていただければと思います。昨日までに29の地方最低賃金審議会の本審において結審しているところでございます。

そのうち、秋田が、Cランクでございますけれども44円で決定して、10月に発効ということになっていることをご紹介したいと思います。

併せまして、本日の加藤厚生労働大臣が閣議後の記者会見において発言されたものがございます。

これについて、口頭ではありますけれどもご発言についてご紹介させていただきます。

以下、読み上げます。

「令和5年度の最低賃金については、現在、都道府県労働局に設置された地方最低賃金審議会において議論が行われているところです。既に29の地域で答申がなされ、そのうち9つの地域で目安額を上回る改定額の答申がなされ、例えば、秋田県では目安+5円の答申が出されました。また残りの地域においては目安額に応じた賃上げの答申がなされました。

こうした大幅な引き上げの答申が出される中、特に中小企業、小規模事業者に最低賃金の引き上げに対応していただくためには賃上げしやすい環境の整備が重要と考えています。

中央最低賃金審議会の答申においては、事業内最低賃金が最も低い時間給を一定以上引き上げるとともに、生産性向上に資する設備投資を行った場合に、その設備投資の費用の一部を助成する業務改善助成金について、1. 対象となる事業所の拡大、2. 小規模事業者が活用しやすくなるような拡充、3. 最低賃金が相対的に低い地域への重点的な支援を要望されているところです。

こうした要望を踏まえ、中小企業、小規模事業者が最低賃金の引き上げに対応し、賃金の引上げに応じた生産性の向上に取り組んでいただけるような対応を、できるだけ早期に行うよう検討を進めてまいります。詳細については、検討を踏まえ、後日発表させていただきます。」

このようなご発言があったところでございます。

事務局からの説明につきましては以上でございます。

(石岡部会長)

今までのところで何か質問等がありますか。

それでは審議を進めたいと思いますけれども。議題の2、金額の審議に移りたいと思います。前回の専門部会では、労使双方から金額の提示に加えて、双方の基本的な考え方を述べていただきたいとお願いをしたところです。

専門部会、いわゆる「第5表」を受けて労使がどこまで歩み寄りをいただけるのかと、それぞれの対応をお聴きしたいと思います。

前回は、使用者側では金額の提示がなかったので、今日は先に使用者側からお話をお伺いしましょうかね。よろしいでしょうか。

(小山田委員)

先般、使用者側の考え方についてはペーパーを提出させていただいて、それに沿った説明をさせていただきました。

結論としては、現行水準を維持することが審議の基本となるべきというふうなことで説明の方を終了させていただきました。

この基本になるべきという考え方は未だに変わりはありませんけれども、労使が歩み寄っているいろいろな考えていただきたいという部会長さんのお話もあったと思いますので、

それを踏まえて少し私どもの考えを2者協議の場でお話させていただきたいと思います。

(石岡部会長)

ということは、3者協議の場では具体的な金額は表明されないということですか。

(小山田委員)

そう思っていました、もし2者協議で話をするようなことも含めて、まず、最初3者いる時にお話をしてくださいということであれば、お話をさせていただきます。

すいません、私も初めてなので進め方の段取りがよく分かりませんでしたので。

そうしますと、少し時間をいただいて、考え方をお話しさせていただいてよろしいですか。若干時間をいただきますけれども、よろしいでしょうか。

(秋田谷委員)

公使公労会議の前に、3者の段階で申し上げることがあれば発言をしていくという考え方でよろしいですか。

(石岡部会長)

そうですね。

(秋田谷委員)

それは、そうであればそのようにいたします。

(小山田委員)

お話、長くなるんですけど。ただ金額を出すということではなくて、その出すに至った考え方というのがいずれにしても大事かと思しますので、そういう形でさせていただいてよろしいでしょうか。

(石岡部会長)

はい。

(小山田委員)

それでは先般、8月4日の意見の表明を踏まえて、それに追加するような形で、あるいは一部被るような、重なるようなお話もあるかと思いますが、使用者側の考えを改めて所見という形で述べさせていただきます。

まず1つ、中央最低賃金審議会、中賃の令和5年度の地域別最低賃金額改定の目安に関する公益見解、これが7月28日にありましたけれども、これの中で先般、紹介がなかったんですけども、中賃の方で今回の目安額の検討に当たっては最賃法第9条第2項の3要素を総合的に勘案することを原則としながら、今年度は消費者物価指数が高い

伸び率であったこともあり、結果としてこの3要素のうち、特に労働者の生計費を重視した目安額とした。

このため、今年度の目安額は価格転嫁が十分でない企業経営を取り巻く環境を踏まえれば、特に中小企業、小規模事業者の資金支払い能力の点で厳しいものであると言わざるを得ない。

というふうなことで、中賃としては事業者に対して厳しい内容の目安だと認識を自ら示しております。

ここ2年間を見ても、中賃は政府の方針、全国加重平均1,000円達成ありきで、最賃法の趣旨に沿わない生計費に偏った目安額を示し、また政府方針を重視した最賃としております。

これは今年4月の中賃の全員協議会報告、目安制度のあり方に関する全員協議会報告にある政府方針が、中賃や地方最低賃金審議会の審議を過度にしぼるようなことがあってはならないことについて、確認がなされたとする報告内容に反するものだというふう

に受け止めております。  
我が国の名目GDP及び消費者物価、この10年間でそれぞれ10%台の上昇になっているというふう

に認識しております。10年というのは、ちょうど10年前、アベノミクス、それから日銀による異次元の金融緩和、こういうふうなものが始まってデフレ経済脱却、消費者物価上昇の実現、こういうふうなことで始まったわけでありませ

けれども、結果としては10年間で10%台の消費者物価、名目GDPの上昇になっております。  
国全体に比較して本県、急速に進む人口減少等々の社会現象に加え、地政学的観点からも経済活動に不利な厳しい経営環境にある本県事業者にとりまして、平成25年度、10年前から令和4年、昨年までの9年間で最賃が約28%増となっております。これに、仮に今回示されたCランクの39円アップということになると、655円から892円になるということで、10年間で約34%の最賃アップでございます。

これは消費者物価上昇率の約2.6倍、名目GDP成長率の約2.3倍のアップという

ことで、突出しております。  
7. 公益委員見解で述べられているとおり、毎年のように中審において最賃法第9条第2項の3要素を総合的に勘案する

とする審議の基本原則に沿っていない目安額の検討が行われ、特に中小企業、小規模事業者の賃金支払い能力の点で厳しい目安額が示され、本県審議会においてはその目安額が尊重された形で行われております。

以上、述べましたとおり、最賃審議における基本原則は有名無実化しており、去る8月4日に労働者代表委員が資料に基づき説明をしていただきました2007年11月の内閣総理大臣から参議院議長宛に送付された答弁書は形骸化しております。  
新聞報道等によれば、政府側においては最賃加重平均1,000円達成後の新たな賃上げ目標等を検討する旨、表明しております。

最賃制度が労働者のセーフティーネットであるのと同様、賃金支払いの当事者である事業者側のセーフティーネットが十分に国によって講じられていない現状、先ほど説明

がありましたけれども、これからやりますというお話のようでございますけれども、国によって講じられないまま、今後ともなし崩し的に最賃アップが続けられると経営基盤の脆弱な本県中小企業、小規模事業者の諦め廃業等の加速化などによる地域経済の急速な衰退が危惧されます。

以上を踏まえれば、使用者委員としては法の趣旨に沿った最賃額の決定を強く要望いたします。

これらを踏まえ、使用者側としては最賃法9条にある3要素を尊重し、試算いたしました。

1つ、地域における労働者の生計費については、中賃が採用した全国消費者物価4.3%上昇を採用いたします。

ちなみに、この6月の青森市の物価指数、持家の帰属家賃を除く総合でございますけれども、対前年比4.1%上昇となっております。

2つ目、賃金については、国が今年6月に実施した令和5年賃金改定状況調査結果、第4表①一般労働者及びパートタイム労働者の産業計、Cランク、賃金対前年上昇率2.1%を採用いたします。

3. 賃金支払い能力については、これまでの通常の事業者へ能力を明らかに超過したGDP成長率や消費者物価指数の伸び率を遥かに超過した最賃引上げ率であります。過去10年遡って計算しますと、13%ぐらいから17%ぐらい、これらのGDP、消費者物価の率を超えております。単純に当てはめますと、賃金支払い能力の検討に相当する値は、マイナス10数%ということになりますけれども、使用者側としては全く不本意でありますけれども、最賃と言うのは不可逆的な、つまりは労働者の賃金水準を下げることになる考えは採れない、そういう理解の下、これについては0.0%とみなし、これを採用いたします。

以上、法に基づく3要素を軽重、「軽い・重い」なく、均等に評価することとし、4.3%、2.1%、0.0%の3つの3要素を加えた%を3で割りまして、約2.1%を本県における労使合意を目指した最賃アップ率とし、 $853円 \times 0.021 = 17.913$ でございますけれども、約18円を最大限許容できる最賃アップ額といたします。

以上が使用者側の考え方でございます。

(石岡部会長)

そうしましたら労働者側から。

(秋田谷委員)

まず中賃の目安額についてなんです。これについて使用者側の方は信用できない数字だというのは分かるのですが、その制度とか目安額に対しての不満というか、おっしゃることは分かるのですが、これをここで議論してもどうにもならないことだと思いますので、それはまた改めて来年の審議会に向けて、使用者側も政権等の支持者でございますので、そういうあらゆるチャンネルを使っていただいでやっていただければいいの

かなというふうに思います。

経済の関係でございます。4日に使用者側から出された見解以外の部分で少し述べさせていただきます。

県内の高卒の求人、2.61倍で過去最高となっています。さらに県内の設備投資7.5%、DXの加速とか、そういったものが順次始まっているということでございます。これが、一方国内の大企業では20%増ということなので、半導体などがもう既に旺盛になっておりまして、この設備投資についてはコロナ禍前を既に回復、さらにはオーバーしているという状況でございます。

次に、経団連が8月4日に発表しました春闘の最終集計、大手企業の月給賃上げ率は平均で3.99%、回答額で1万3,362円ということで、この金額は1992年以来、31年ぶりの水準だったと公表されております。

さらに製造業の関係、経済指標が良くなかったわけでありましてけれども、4月～6月期について出ましたけれども、純利益が23%増ということでありました。

青森県の景気ウォッチャーの調査、これは労働局で準備していただいた資料の中にもありますけれども、先行き判断日以来、現状判断と比べて3.9ポイント上昇の62.4。この数字については50%が横ばいですので、だいぶ上向いてきているということでありました。経済状況については悪い状況というのは入って来ていないということでございます。

地域別最低賃金の関係でございますけれども、前回のスライドでも出しましたけれども、地域別最低賃金のレベルが低すぎるということでございます。

可処分所得とか、医療費を払わなくてもいいとなると、これは生活保護を下回る金額であるというのはまた言いたいと。働ける人が働いて納税者になるというのは、この国にとっても地方にとっても、それが健全なあり方だと思っておりますので、働いて収入を得られないのであれば、皆さん、生活保護に逃げちゃう。そういう状況になっちゃうと経済が回りませんよということです。

あとは、中小零細企業、厳しい、厳しいということでありましてけれども。企業というのは営利を目的として、一定の計画に従って経済活動を経済主体ということで、いわゆる企業というのは経済の歯車の一つであるんだと。要は、労働生産性がなくて、ただ延命していくということではなくて、企業も経済の一員であるということを強く認識しながら、そして知恵を出して労働生産性を上げていくということが大切だということだと思います。

簡単に言うと、従業員の賃金を安く買い叩いて、その上で企業の存続というのはあり得ないことだと思っております。

最低賃金を上げることによって、そこで働く人たちとの生活が安定をしますし、モチベーションも上がってくると。この賃上げの流れを止めてはならないと思っております。

あと価格転嫁が進まないということでありましてけれども、やはりしっかりと最低賃金を引き上げて労務費が上がった、だから価格転嫁をしてくれと、そういうターニングポイントにもなると思っております。これをまた今、上げないんだということと言う

と、価格転嫁というのはずっとできない。

要はデフレからインフレに転嫁できない、正常な経済活動に移すことができないと思っております。

あと最賃法のお話、法律のお話もありましたけれども。日本国憲法というのは国民の主権、基本的人権の尊重、平和主義の3つを基本原理としています。この日本国憲法というのは国の最高法規でありますし、その条文や規定に反する法律、命令等はその効力を有しないものとされております。

その日本国憲法第20条で、全ての国民は健康で文化的な最低限の生活を営む権利を有するというふうに謳っております。まずこの法律第20条をクリアした上での労働基準法であり最低賃金法であると思っておりますので、是非ともこの憲法の基本原理を逸脱することのないように議論を進めていきたいと思っております。

(石岡部会長)

今日、金額の提示はないですか。

(秋田谷委員)

いや、18円という金額で、想定したものと全く違いますので、今の段階では歩み寄りの数字は持ち合わせておりません。

(石岡部会長)

労側としては使用者側で別の数字が出てこない以上は歩み寄りの数字は出さないと、そういうことですか。

(秋田谷委員)

そのように考えて今日は来ましたが、そうすれば、初めて使用者の方から金額が提示されましたので、本当から言うと4日に使用者側からいくばくかの金額提示があるものと前提で来たところでございます。

ゼロであればその時もお話をしましたが74円という金額提示もあったわけでありませぬけれども。ある程度、そこは他の審議会の使用者の対応を見ても有額回答であると。中賃の方でも、賃上げについては否定をするものではないと。ただ、その額の問題なんだというお話がありましたけれども。青森県の使用者側ではそういう考え方は全く違っていたということでもあります。

議論ですから、金額審議ですので、一応使用者側から一定の金額、18円という金額を出していただきましたので。前回の金額提示はイメージで1,010円を3年で到達するという金額で出しましたので、そういうのでいくと、連合は方針として誰もが1,000円という金額を持ち合わせておりますので、それを3年で、前回申しました物価高騰分を足しますと58円を提示させていただきたいと思っております。前回、61円なんで

すが。

(小山田委員)

どういう計算で58円か、それを教えてください。計算方式を。

(秋田谷委員)

前回のスライドの26ページの方に金額の根拠を書きました。下の方ですけれども、これは連合のリビングウエイジという、1時間当たり1,010円ないと生活できませんよと。これを連合がまとめているものですが誰でも働いたら時給1,000円はもらえるなとしたいと。1,010円を3年でということではなくて、1,000円を3年で、3円歩み寄ったということでございます。

(小山田委員)

よろしいですか。質問させていただいて。

その3円というのは、分母が1,010円から1,000円になったので、10円下がったので、3で割り返して3円という説明をお伺いしましたけれども。

私、勉強不足で申し訳ございません、それにさらに加えて、この26ページの物価高騰分1%の給与を加えるという考え方。考え方は、私は常にその考え方ですけれども。

リビングウエイジというものでやった調査では、既に中賃で言うところのパーセンテージを超えています。4.3と超えている中に、さらに3.3と4.3の差の1%を加えるという計算の考え方が、ちょっと私、正直言って理解できないんですけれども。

(秋田谷委員)

リビングウエイジというのは、いわゆる2022年度版のものを用いておりまして、2022年度版のものから経過をして、既に物価上昇はさらに進んでいる。今年の春闘、労働組合のあるところは過去最高の賃上げをしておりますけれども、それでも実質賃金は下がっているんだと聞いたことがあると思います。

いわゆる物価上昇に賃金が追いついていないんだということから言って、最低の生計費にそれ以降の物価上昇分を見込んだものとして1%ということでございます。

(小山田委員)

そうであれば、1%と遠慮せずに4.3%プラスと。去年の10月から実際4.3%アップしたって、中賃の方でそういう整理されているんですから。

(赤間委員)

連合としてはとても優しい数値を出していると思いますよ。

本来で出せばこんな数字じゃないですよ。連合の賃上げなんでもっともっと高いんですから。非正規のところだって、60円近く賃上げしているんですから。生のデータを



出せと言えどもっと高いですよ。

(秋田谷委員)

リビングウエイジの中に、自動車保有の場合というのがありまして、それだと時給1,340円になるんですよね。1,340円を3年で除した数字になると、目安の39円ではなくて100円台とかの要求額になる、提示額になるということで。ある程度、労働側としても理解できる金額を示した方がいいんじゃないかということで出した金額だどご理解をいただければと思います。

(小山田委員)

労働者側委員の方でいろんな配慮をして出していただいているという説明を、今、受けました。

(赤間委員)

それが最低賃金で働く人に対して優しい数値かと言え、こちらにも責任はありますけれども。本来であれば、今それこそ同一労働同一賃金じゃないですけど、社員でも皆、同じように働いたら皆同じ賃金をちゃんともらいなさいよという観点から言うと、はるかにしぶい時給かかもしれませんけれども。それでもね、いきなり上げていくというのは経済的にデメリットがあるということで、とても優しい数字、割り返していると思うんですけれども。

要は、短時間労働者の賃金を中心に見ていて、やっぱり非正規で働く人の低賃金、やっぱりそこら辺が最低賃金を形成しているんですよね。けども今、そういう格差ってやっぱり、説明のつかない格差はとにかく是正をしというのが当然、これは世界的な考え方ですので、日本だけじゃなくて、その中で今、出てきている同一労働同一賃金。仕事と同じであれば同じ賃金をもらおうよというのを、やっぱりうちら、団体交渉権を持っているうちらだけじゃなくて、そういう交渉権の及ばない人たちにもやっぱりきちんとした賃金をそれこそ今の物価上昇だって10%、20%、今上がっている時に、やっぱりそれをきちんと反映させてあげなければというので、それでもやさしいところを出しているんです。

やっぱり、経営者の方も売り上げが上がらないというけど、海外の消費性向を見ても最低賃金が上がれば、最低賃金をかけているところが一番収入が上がっていくんですよ。

分かりやすいのはスーパーとか何とかですけど、田舎のスーパーに行けば行くほど最賃が上がれば売り上げが伸びていくんですよ。

要は、最低賃金が上がった人ってヴィトンとかコーチのバッグは買えないですから。一番先に駆け込むのがスーパーですからね。でもスーパーの売り上げはちゃんと上がっていています。うちのデータを見ても。

前回は出しましたけれども、価格転嫁が難しいというより、してないだけであって、

ちゃんと企業経営者のところは収入が伸びていますから。だけでも雇用者報酬だけが伸びていないというのが現状だと思います。

これから個別の一応話し合いがあるので、公開の3者の中でたくさん言いたいことがありますけれども、やっぱりそういうところを加味しながら。

さっき言った34%の最賃アップ、これは生活保護が低かった時代から比べている話もあるので。

やっとな最低賃金が今、独り歩きして生計費を加味するようになってきた段階ですので、そこら辺は経営者としても加味していただければと思っています。

(秋田谷委員)

あと、せつかく3者お揃いですので、企業統計調査というのを拝見させていただいて、これは全産業になりますので、その中の役員給与という人件費、去年の第4四半期、今年の1~3月期の部分が公表されておまして。人数割りでいきますと、役員の給与というのは下がってないんですね。役員賞与も下がってない。逆に少し上がっている。

皆さん、厳しい、厳しいというわりには役員賞与とか役員給与というのは何で下がらないんだろうと。

逆に従業員の給与というのは下がったと、そういう実態もあるようです。

(赤間委員)

前回、小山田委員の方からあった、経済とかいろいろ話があった中で、うちが発言をした、女性が県外に出て行くこと、これは統計青森にちゃんと出ています。統計青森の今年の6月号にも書いていますけれど。全国の未婚者の状況を見ると、やっぱり8割は結婚の意思があると。青森県においても同じだそうです。

でも結婚をしていない背景を見ると、やっぱり経済的な余裕がないからと。結婚後の資金が足りないと思うから、経済的理由で、男性の方が女性の人よりも多いと。

じゃあ女性の方はどうなるかと言ったら、結婚相手に求める条件は経済。給料の悪い人とは結婚をしたくないというのはデータ的に出ているということです。

そのような条件から、女性が、じゃあどうしたらと言うとやっぱり青森県から出て行くというデータがちゃんと出ています。

あと女性人口の動向というのが県のところにも出ていますけれども、平成27年には男性人口より女性の方が少なくなってきたというところなんです。女性比率が低下した大きな要因は、やはり女性の県外転出超過ということになります。その女性の要因を見るためにアンケートを採ったというところを見ると、やっぱり県外転出超過率と女性の所定内給与額の相関性があるというふうにちゃんと書いていました。

所定内給与が高くなると、やはり転入超過率が高くなりますけれども、やっぱり女性も就職機会や高い賃金水準、また賃金の高い男性をも含めて県外に出ているときちゃんと書いていますので。

やっぱりそこは経営者としても何とか青森県を支えるためにも、今、知事が替わりま

したけれども、前三村知事のところも県内の困窮家庭を解消しましょうねと、よくいろんな審議会をやっていますので、ひとり親家庭など困難な環境にあるところ、そういうところを是正しながら成長できる青森県を目指しましょうと、県でも出ていますので。

何とかそこら辺、使用者の方も是非注視していただければと思っておりますので。是非次の回答についても歩み寄りをお願いしたいなと思っております。

(石岡部会長)

他には何かご質問や、あるいは現段階でお話をしておきたいこととかありませんか。

そうしますと、この後の審議の進め方ですけれども、これまでは2者協議、公労会議、公使会議という形でご意見を伺うというやり方を採っていましたが。いかがでしょうか、ご意見は。そのようなやり方でよろしいですか。

それでは、これから個別会議に入りたいと思います。

では双方から、使用者側と労働者側から金額提示をいただいたところですので、次は使用者側から先にお話を伺いたいと思います。

では労働者側委員は別室でお待ちいただきたいと思います。

それでは事務局の方から事務連絡をお願いします。

それでは、これから個別協議となりますので、労働者側委員の皆様は控室でお待ちいただきまして、よろしくお願いたします。

#### 【労使個別協議後】

(石岡部会長)

それでは再開したいと思います。個別協議の状況ですけれども、使用者側からは18円という案が提示をされ、これに対して労働者側からは58円という提案がなされました。しかし、使用者側ではこの18円以外に現在提示できる案を持ち合わせていないということで、労働者側も、使用者側から次の案が出てこない以上は自分たちも次の案を出せないということでございまして、今日の議論としてはここまで、残念ながらここまでということになります。

労使協議の中で何度も申し上げましたけれども、この最低賃金の審議会というのは、やはり本来であれば全会一致ということが望ましいと考えておりまして、それに向けて労使双方が真摯に議論をし、協議を詰めていくと。そしてどうしても、残念ながらどうしても話し合いがつかないという場合には公益委員の方で意見を出して、それを採決するという形を採らざるを得ないわけですけれども。これまでもその採決に向けては相当時間をかけて労使双方が妥協案を探っていくという作業を繰り返してきたつもりであります。

今年度も、できればそのような形で労使双方で何とか互譲の精神で妥協案を探っていくと、そういう努力を続けていただきたいと思っております。

ですので、次の専門部会、明日になりますけれども、明日は是非もう少し議論が進むように、お互いにご意見を持ってきていただきたいなと思っています。  
他には何かございますか。皆さんから何か話しておきたいこととか。  
労使双方、よろしいでしょうか。

(小山田委員)

はい

(石岡部会長)

事務局から何かありますか。

(事務局)

念のため、明日ですけれども、明日は13時30分からアスパム6階八甲田で第4回専門部会を開催いたしますので、よろしく願いいたします。

(石岡部会長)

それでは本日の専門部会はこれをもって終了といたします。どうもお疲れ様でした。